

## 入札及びプロポーザル実施にあたっての注意事項

本件は、「長期継続契約におけるスライド条項（賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。なお、入札及び見積提出時の内訳書は、発注者が指定する様式をご使用ください。使用しない場合は、本制度の対象とはなりません。

※本制度の詳細については、本区 HP をご覧ください。

契約変更にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。

協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。